

第 68 回 2023 年 3 月満期 株価指数参照円建信託社債 (デジタルクーポン型・早期償還条項付)(責任財産限定特約付) 参照指数:日経平均株価 期間:約 4 年 9 ヶ月

利率:各クーポン判定日(関連する利払期日の 10 予定取引所営業日前の日)における日経平均株価の終値が

- 1) クーポン判定価格以上の場合 **年 3.50%**
- 2) クーポン判定価格未満の場合 **年 1.00%**

(注) クーポン判定価格:基礎価格×100%

・固定利率が適用される利息計算期間はありません。

募集期間:2018年6月14日(木)~2018年6月21日(木)

発行会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社	発行日・払込期日	2018年6月22日(金)
利払期日	初回:2018年9月11日(Short First Coupon) 以降 毎年3月、6月、9月、12月の各11日(ただし、2023年3月11日を除きます。)と、予定償還期日(Long Last Coupon)		
早期償還期日	2018年12月の利払期日以降、予定償還期日を除く各利払期日		
予定償還期日	2023年3月22日	裏付証券	日本国債
募集/発行価格	本信託社債の金額100円につき金100円	申込単位	100万円以上100万円単位
基礎価格	2018年6月22日における日経平均株価の終値		
判定価格	償還金額決定日(予定償還期日の10予定取引所営業日前の日)における日経平均株価の終値		
早期償還	早期償還判定日(関連する早期償還期日の10予定取引所営業日前の日)における日経平均株価の終値が トリガー価格(基礎価格×110%) 以上である場合、その直後の早期償還期日に、額面金額の100%で早期償還されます。		
満期償還	参照期間(基礎価格が決定される日の翌日から償還金額決定日まで)中の日経平均株価の終値と償還金額決定日における日経平均株価の終値に従って、次の通り償還されます。参照期間中の日経平均株価の終値が (1)一度も ノックイン価格(基礎価格×60%) 以下にならなかった場合... 額面金額の100% (2)一度でも ノックイン価格 以下になり、かつ償還金額決定日における日経平均株価の終値が 基礎価格以上 となった場合... 額面金額の100% (3)一度でも ノックイン価格 以下になり、かつ償還金額決定日における日経平均株価の終値が 基礎価格未満 となった場合... 額面100万円につき、「100万円×(判定価格)÷(基礎価格)」 (※額面金額を上回ることはありません。)		
格付	本信託社債には、個別の格付は付与されません。 野村證券(スワップ相手方):A+(R&I)、AA-(JCR)、A(S&P)、A3(Moody's)、A-(Fitch)(2018年5月28日現在)		

本信託社債の詳細につきましては、必ず目論見書でご確認ください。

ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について

(1) **主なリスクについて** 本信託社債は、金利水準の変動等による債券価格の下落、日経平均株価の水準の変動等により損失が生じることがあります。また、本信託社債は、野村證券の経営・財務状況や日本国および野村證券の信用状況の悪化等により、損失が生じるおそれがあります。(2) **手数料等について** お買付け時には、購入対価のみをお支払いいただきます。(3) **ご留意事項について** この表示は本信託社債に関する情報をお知らせするものです。本信託社債および発行会社に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。本信託社債の購入をご検討される場合には弊社から目論見書をお渡し致しますので、必ずご覧ください。(4) **その他** ①本信託社債は、信託契約に基づき信託の受託者(発行会社)により発行される債券です。本信託社債の払込金は裏付証券である日本国債の購入に充てられ、その日本国債の元利金を本信託社債の元利金に組み替える取引が発行会社と野村證券との間で行われます。②「日経平均株価」(日経平均)に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。③本資料に記載されている利払期日、予定償還期日、基礎価格が決定される日、早期償還判定日、クーポン判定日、償還金額決定日については、日付が調整される可能性があります。

※販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号 加入協会/日本証券業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

第68回 2023年3月満期 株価指数参照円建信託社債
(デジタルクーポン型・早期償還条項付) (責任財産限定特約付)
参照指数：日経平均株価

仕組債の取引に係るご注意

野村証券株式会社

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

第 68 回 2023 年 3 月満期 株価指数参照円建信託社債
(デジタルクーポン型・早期償還条項付) (責任財産限定特約付)
参照指数：日経平均株価

のお取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、第 68 回 2023 年 3 月満期 株価指数参照円建信託社債 (デジタルクーポン型・早期償還条項付) (責任財産限定特約付) 参照指数：日経平均株価 (以下「本信託社債」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にお問い合わせください。

- 本信託社債のお取引は、主に当社が直接の相手方となる方法によって行われます。
- 本信託社債は、金利水準及び金融商品市場における相場その他の指標の変化や裏付証券の発行者またはスワップ相手方の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・本信託社債を当社との相対取引によって購入する場合は、購入対価のみをいただきます。

金利、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生じるおそれがあります

- ・債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。一般的に、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇します。予定償還期日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・本信託社債の利率及び償還金額は、株価指数の水準に基づいて決定されますので(目論見書をご覧ください。)、対象となる株価指数の水準、対象となる株価指数のボラティリティ、各構成銘柄の予想配当金の変動により本信託社債の価格が下落した場合に、本信託社債を中途売却すると、損失が生じることとなります。
- ・本信託社債の満期における償還額は、株価指数の水準により決定されます(目論見書をご覧ください。)。このため、株価指数の水準によっては、償還時に投資元本に損失が生じることがあります。

裏付証券の発行者またはスワップ相手方の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・裏付証券（目論見書をご覧ください。）の発行者またはスワップ相手方（目論見書をご覧ください。）の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・裏付証券の発行者またはスワップ相手方の信用状況の悪化等により、元本や利息の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
- ・裏付証券の発行者またはスワップ相手方の信用状況に変化が生じると、本信託社債の価値が変動することがあります。
- ・当初裏付証券（目論見書をご覧ください。）に係る債務不履行、スワップ相手方との間の本件スワップ契約（目論見書をご覧ください。）の終了、本信託社債に係る税制変更、本信託社債に係る参照指数の廃止、本信託社債に係る追加障害事由（目論見書をご覧ください。）などが発生し、本信託社債が期限前に償還された場合、強制的期限前償還金額（目論見書をご覧ください。）で償還され損失が生じる場合があります。
- ・裏付証券の発行者が金融機関の場合、当該金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、当該金融機関の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は当該金融機関の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・本信託社債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

本信託社債に係る金融商品取引契約の概要

当社における本信託社債のお取引は、次のいずれかの方法によります。

- ・当社が自己で直接の相手方となる売買(当社による募集に応じていただくものを含みます。)
- ・売買の媒介、取次ぎまたは代理

本信託社債の発行条件等については、目論見書をご覧ください。

本信託社債に関する租税の概要

本債券は、現時点においては特定公社債に該当します。

特定公社債の利子、譲渡損益及び償還差損益（それぞれ為替差損益がある場合は為替差損益を含みます。）については、日本の居住者においては申告分離課税（所得税 15%+地方税 5%。左記に加えて、2037 年 12 月 31 日までの間、復興特別所得税 0.315%がかかります。）の対象となり、上場株式等の配当所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、特定公社債の譲渡または償還により生じた損失については、翌年以降 3 年間の繰越控除が可能です。内国法人においては課税所得の計算の対象

となります。

本債券に係る税制及びその解釈が変更される可能性があります。それに伴い課税関係が変更となる可能性があります。従いまして、本債券に投資する際には、税務・会計処理に関してお客様ご自身の会計・税務顧問に事前に相談することをお勧めいたします。

当社が本信託社債の取引について行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本信託社債のお取引や保護預けをされる場合は、次の方法によります。

- ・本信託社債のお取引にあたっては、債券の証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預かりいたします。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示されないときは、ご注文を執行できない場合があります。また、注文書のご提出をいただく場合があります。
- ・ご注文されたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商号等	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	03-3211-1811 またはお取引のある支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001 年 5 月

本信託社債に関する引受審査について

日本証券業協会の協会員が有価証券の募集または売出しの引受けを行う場合、自主規制規則「有価証券の引受け等に関する規則」(以下「本規則」といいます。)に基づき発行会社に関する引受審査及び引受判断を行うことが原則とされています。しかしながら、本信託社債は発行会社の信用リスクから法的に隔離されており、また、責任財産限定特約付であるため、引受審査において発行会社の信用力を審査することが必ずしも適切ではないと考えられます。従って、本信託社債では、本規則第 36 条の届出を行い、例外的な引受審査対応として、引受審査部門による発行会社の信用力の審査に代えて、本信託社債の仕組に係る法的リスクについて担当部署を中心として外部専門家の助言を受けながら確認することとしております。

以下の記載は、第 68 回 2023 年 3 月満期 株価指数参照円建信託社債（デジタルクーポン型・早期償還条項付）（責任財産限定特約付）参照指数：日経平均株価（以下「本信託社債」といいます。）の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものですので、お読みいただく際はあくまでも参考資料としてご利用ください。

■ 商品概要 ■

Q1 本信託社債の特徴を簡単に説明してください。

- A1 本信託社債は、目論見書の「第一部 証券情報 第 2 内国信託社債券の募集（売
出）要項 1 新規発行社債（短期社債を除く。）」に記載される「信託社債の概
要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」に従い、
- ① 参照指数の水準が下落し一定の条件に該当した場合、最終償還金額で償還される株価指数連動償還条項、及び
 - ② 参照指数の水準が上昇し一定の条件に該当した場合、早期償還期日に本信託社債の金額 100 円につき金 100 円で償還される早期償還条項が付されており、
 - ③ 参照指数の水準に応じて、当初決定された 2 通りの利率のいずれかで利息が支払われます。

従って、本信託社債は参照指数の水準次第で、償還時及び途中売却時において投資元本を下回るリスク、早期償還されるリスクならびに年率 1.00%の利率が長期間継続するリスクがあります。

また同時に、本信託社債は、信用リスクに関して下記のような特徴を持ちます。

本信託社債は、信託契約に基づき信託の受託者により発行される債券です。本信託社債の発行は発行会社のための資金調達ではありません。本信託社債の払込金は、主に日本国債の購入に充てられます。その日本国債の元利金が、発行会社と野村証券との間の取引によって本信託社債の元利金等に組み替えられ、本信託社債の支払が行われます。日本国債の支払不履行等が発生した場合、本信託社債は期限前に強制的に償還され、償還金額が投資元本を大きく下回るおそれがあります。また、野村証券の破綻や支払不履行等が発生した場合、期限前に強制的に償還され、償還金額が投資元本を下回るおそれがあります。

このような特徴をもつ本信託社債は、デリバティブ取引を内包した仕組債と呼ばれる商品です。本信託社債に関連する店頭デリバティブ取引（弊社と相対で取引を行うデリバティブ取引）は、弊社では原則、個人のお客様に対してお取り扱いしておりません。

「参照指数」とは、日経平均株価です。

「最終償還金額」とは、本信託社債の金額 100 万円につき、下記の計算式によりスワップ計算代理人が決定する金額(小数点以下の端数は四捨五入)をいいます。

$$100\text{万円} \times \frac{\text{判定価格}}{\text{基礎価格}}$$

「早期償還期日」とは、2018 年 12 月 11 日から 2022 年 12 月 11 日までの毎年 3 月 11 日、6 月 11 日、9 月 11 日及び 12 月 11 日（ただし、当該日が営業日でない場合は、いずれもその翌営業日とします。）です。

「基礎価格」とは、スポンサーが発表する、2018 年 6 月 22 日※の参照指数の終値で、スワップ計算代理人により決定されます。

「スワップ計算代理人」とは、野村證券をいい、正式に任命された承継者を含むものとしします。

「判定価格」とは、スポンサーが発表する、償還金額決定日における参照指数の終値で、スワップ計算代理人により決定されます。

「償還金額決定日」とは、予定償還期日の 10 予定取引所営業日前の日※です。

「スポンサー」とは、株式会社日本経済新聞社（その代理人又はその者に代わって行為する者を含む。）です。

「予定償還期日」とは、2023 年 3 月 22 日（ただし、当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。）です。

「予定取引所営業日」とは、本取引所及び関連取引所において通常取引時間での取引が行われる予定の日です。

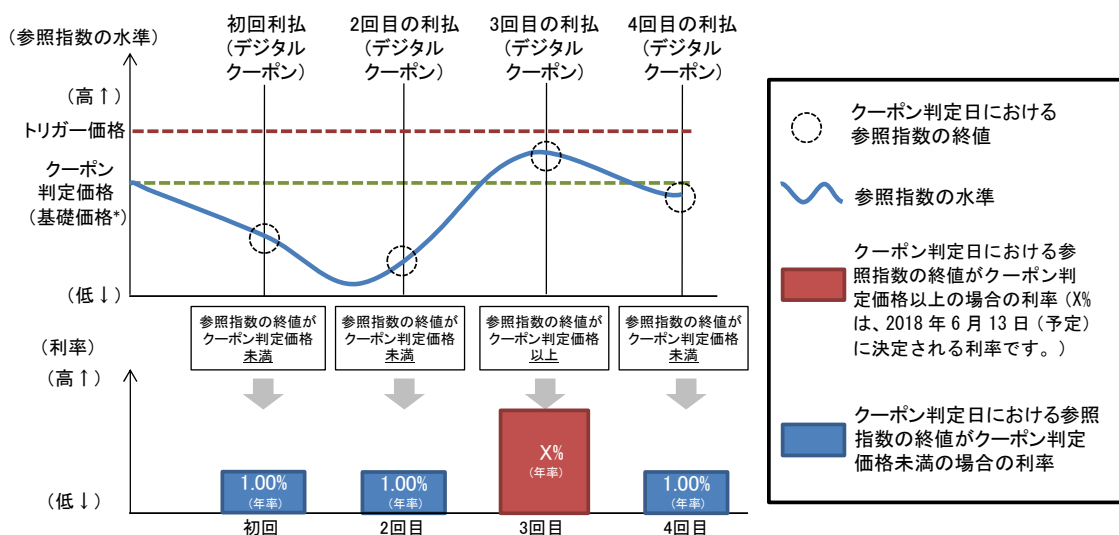
「本取引所」とは、株式会社東京証券取引所またはその承継者です。

「関連取引所」とは、株式会社大阪取引所またはその承継者です。

詳細については、以下の本信託社債の仕組みの詳細な説明、及び「本信託社債のリスク要因」をお読みください。

Q2 利率について詳しく説明してください。

A2 本信託社債の利率は、参照指数の水準がクーポン判定価格以上であるか、未満であるかに応じて、2通りの利率のいずれかが適用されます（デジタルクーポンといいます。）。利率決定に用いられる参照指数の水準は、クーポン判定日の終値を参照します（固定利率が適用される利息計算期間はありません。）。下図は、当初4回の利率のイメージです。



* 2018年6月22日※における参照指数の終値

「クーポン判定価格」とは、基礎価格に100%を乗じた価格(小数点第2位未満は切り捨て)です。

「クーポン判定日」とは、関連する利払期日の10 予定取引所営業日前の日※です。

Q3 早期償還条項について詳しく説明してください。

A3 本信託社債の早期償還条項においては、早期償還参照価格が早期償還判定日においてトリガー価格以上である場合、本信託社債の全部が、かかる早期償還判定日の直後の早期償還期日に、その利息とともに本信託社債の金額 100 円につき金 100 円で自動的に償還される旨が規定されています。

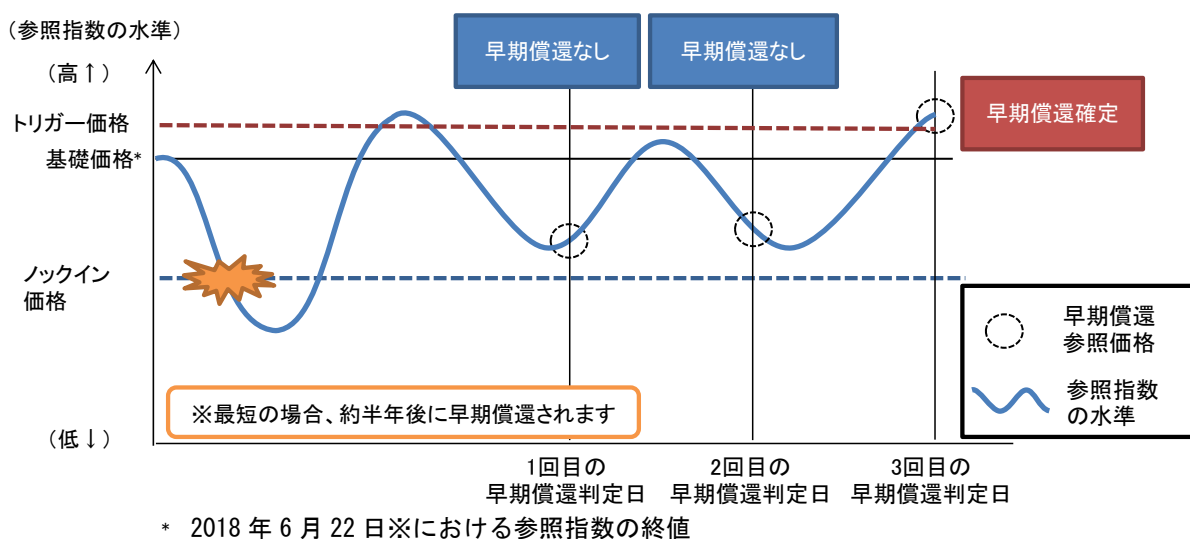
「早期償還参照価格」とは、スポンサーが発表する、早期償還判定日における参照指数の終値で、スワップ計算代理人により決定されます。

「早期償還判定日」とは、関連する早期償還期日の10 予定取引所営業日前の日※です。

「トリガー価格」とは、基礎価格に 110% を乗じた価格 (小数点第 2 位未満は切り捨て) です。

Q4 早期償還の方法について詳しく説明してください。

A4 早期償還参照価格が早期償還判定日においてトリガー価格以上の場合、その直後の早期償還期日に、本信託社債の全部が、その利息とともに本信託社債の金額 100 円につき金 100 円で自動的に償還されます。早期償還判定日までに参照指数の終値が次項の満期償還の方法で説明されるロックイン価格以下になった場合でも、上記早期償還事由が発生した場合は、早期償還されます。下図は、3 回目の早期償還判定日に早期償還が決定する場合を想定したイメージ図です。



「ロックイン価格」とは、基礎価格に 60% を乗じた価格 (小数点第 2 位未満は切り捨て) です。

Q5 満期償還の方法について詳しく説明してください。

A5 参照期間中の取引所営業日において、参照価格が一度もロックイン価格以下にならなかったとスワップ計算代理人が判断した場合、本信託社債の金額 100 円につき金 100 円で償還されます。また、参照期間中の取引所営業日において、参照価格が一度もロックイン価格以下となった場合でも、判定価格が基礎価格以上であるとスワップ計算代理人が判断した場合は、本信託社債は、本信託社債の金額 100 円につき金 100 円で償還されます。
参照期間中の取引所営業日において、参照価格が一度もロックイン価格以下となり、かつ判定価格が基礎価格を下回ったとスワップ計算代理人が判断した場合、

本信託社債は、最終償還金額で償還されます。

「参照期間」とは、2018年6月22日(当日を含みません。)*から償還金額決定日(当日を含みます。)*までの期間です。

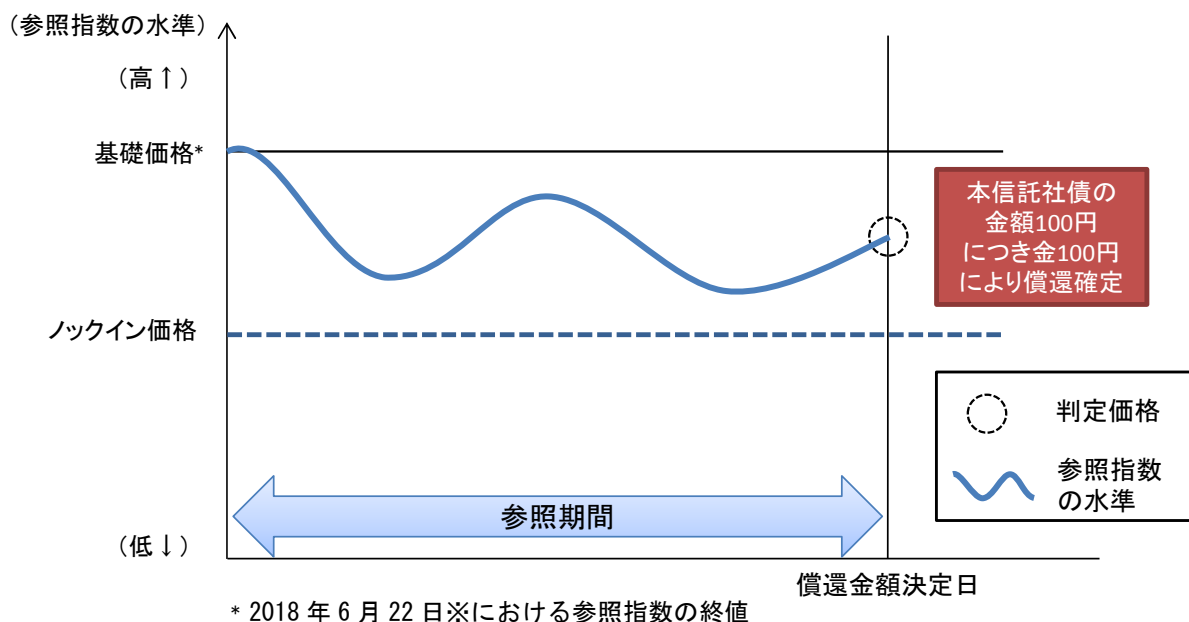
「取引所営業日」とは、予定取引所営業日のうち、実際に本取引所及び関連取引所が営業を行っている日をいいます。

「参照価格」とは、スポンサーが発表する、参照期間中の各予定取引所営業日の参照指数の終値で、スワップ計算代理人により決定されます。

参照期間中の参照指数の水準の推移によって、概ね以下のケースが想定されます。ただし、これらは参照指数の水準の推移により本信託社債の償還金額がどのようになるかを示そうとしたものであり、参照指数の水準の実際の推移はこれらのケースと異なる場合があること、また各ケースに該当する確率はそれぞれ異なることにご留意ください。

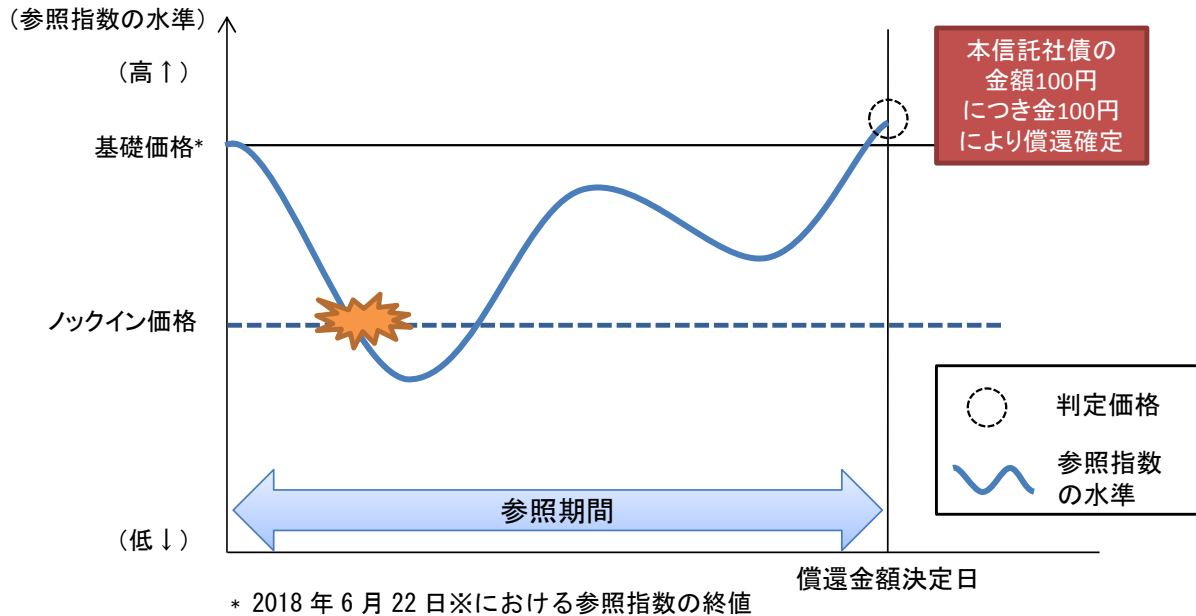
想定ケース①

早期償還せず、参照期間中の取引所営業日において参照価格が一度もロックイン価格以下とならなかった場合



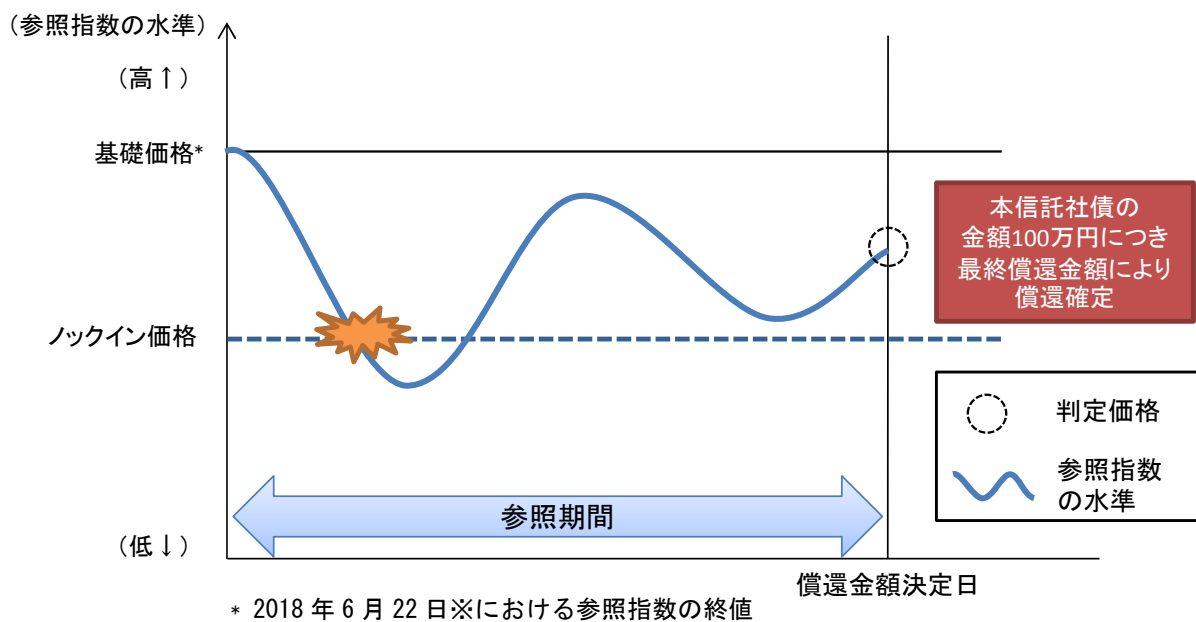
想定ケース②

早期償還せず、参照期間中の取引所営業日において参照価格が一度でもロックイン価格以下となった場合で、判定価格が基礎価格以上の場合



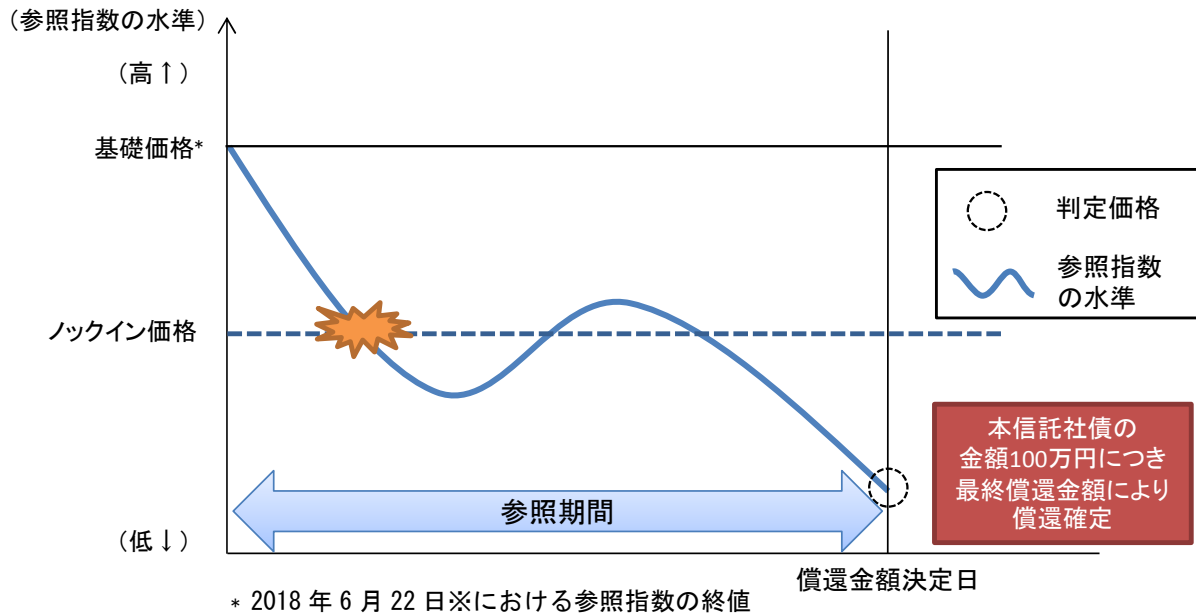
想定ケース③

早期償還せず、参照期間中の取引所営業日において参照価格が一度でもロックイン価格以下となった場合で、判定価格が基礎価格未満の場合
(判定価格がロックイン価格以上となった場合)



想定ケース④

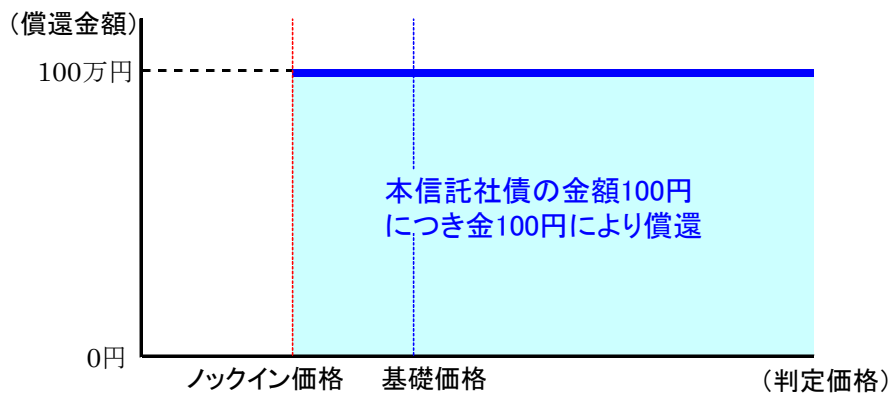
早期償還せず、参照期間中の取引所営業日において参照価格が一度でもロックイン価格以下となった場合で、判定価格が基礎価格未満の場合
(判定価格がロックイン価格を下回った場合)



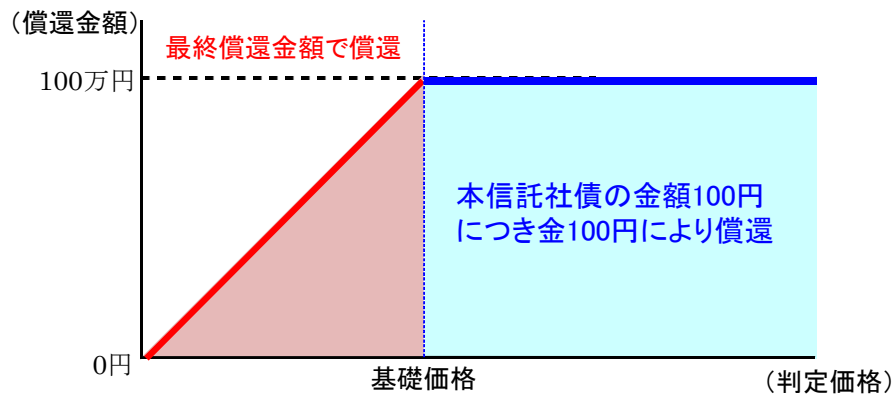
Q6 判定価格と償還金額の関係のイメージを教えてください。

A6 参照期間中の参照指数の水準の推移によって、以下の2通りの場合が想定されます。

I 参照期間中の取引所営業日において参照価格が一度もロックイン価格以下にならなかった場合



II 参照期間中の取引所営業日において参照価格が一度でもロックイン価格以下になった場合



上図の赤色の実線は、本信託社債の金額100万円につき、 $100\text{万円} \times (\text{判定価格}) / (\text{基礎価格})$ の算式（小数点以下四捨五入）に基づいて最終償還金額が決定されることを示しています。

Q7 日経平均株価とはどのような指数ですか？

A7 《日経平均とは》

■ テレビや新聞でよく目にする「日経平均株価」とは何ですか

日本経済新聞社が日々算出、公表している株価指数のことです。東京証券取引所の第1部上場銘柄から市場流動性の高い銘柄を中心にセクター（業種）間のバランスに配慮して選定した225銘柄の平均株価です。60年を超える長い歴史の中で、株式市場の相場動向や、景気判断の指標としてご利用のみならず、先物取引や投資信託など日経平均株価の値動きに関連付けた金融商品も多数存在し、活発に取引されています。

■ 225銘柄はどうやって選んだのですか、なぜ225銘柄なのですか

60年以上も前（1950年）から日々算出されているため、当時の詳しい経緯は不明ですが、指標性を保つために、売買高の多い銘柄を全業種からバランスよく選んだところ、この銘柄数になったとされています。225という銘柄数に特別な意味づけはないと認識しています。ただ、いまでは「日経225」「Nikkei225」との通称で世界中で広くご利用いただいている実態を尊重し、この「225銘柄からなる株価指数」という基本コンセプトを大事に継承していきたいと考えています。

■ 日経平均株価に選定される対象は

東京証券取引所第一部に上場する銘柄（親株式、内国株）。ただし、ETF、REIT、優先出資証券、子会社連動配当株式などの普通株式以外は選定対象になりません。

■ いつも必ず225銘柄で計算するのですか

225銘柄で計算するのが原則です。ただし、以下の場合など、短期間、225銘柄に満たない銘柄数で日経平均株価を算出することがあります。この場合は、除数を調整することで指数としての連続性を維持します。

225銘柄に満たない銘柄数で算出する主なケース・・・①経営破綻が突発し、銘

柄除外はすみやかに実施したが、銘柄の補充は一定の日数をおいて実施する場合、
②経営再編で持ち株会社を設立するため当該銘柄が上場廃止後、短期間でその持ち株会社が上場し、当該新会社を採用する場合

■ いつから算出しているのですか。ずっと日経が算出しているのですか

日経平均株価は1950年9月7日から算出を開始しました（指数値は、1949年5月16日＝東証再開日まで遡及計算）。当時は東京証券取引所が算出し、「東証修正平均株価」として公表していました。東証の東証株価指数（TOPIX）算出開始に伴って、1970年に日経グループがその算出を引き継ぎ、現在に至っています。

（株式会社日本経済新聞社のホームページ（日経平均プロフィール）に掲載の「よくあるご質問（日経平均株価について）2018年2月28日版」の《日経平均とは》より。）

Q8 本信託社債のリスクは何ですか？

A8 後記「本信託社債のリスク要因」に記載されていますのでご参照ください。

Q9 信託社債について説明してください。

A9 信託社債とは、委託者（野村証券）と受託者（信託銀行）の間の信託契約に基づき、信託の受託者（信託銀行）により発行される社債です。信託社債の発行は、発行会社（信託銀行）のための資金調達ではありません。信託社債を発行して得た発行代わり金の使途は、受託者（信託銀行）が当該信託契約にかかる信託財産として保有する当初裏付証券の購入、スワップ契約に基づく金銭の支払い、費用等の支払いに限定されます。また、信託社債の元利金の支払いについての受託者（信託銀行）の責任は当該信託契約に基づく信託財産に限定されます。

Q10 信託勘定とは何ですか？

A10 信託銀行が顧客から受託している財産を管理する経理上の勘定です。顧客から預かった現金や有価証券などの財産と、その運用・管理・処分による損益を繰り入れます。信託銀行の固有財産（受託者自身の財産）などとは完全に分けて分別管理することが義務付けられており、決算処理も預金・貸出金業務などの銀行勘定とは別建てになっているため、独立性が保たれています。そのため、万が一信託銀行が経営破綻した場合でも、信託勘定の資産などは信託財産として保全されます。

Q11 信託財産とは何ですか？

A11 受託者である信託銀行が管理や処分などを行う財産のことをいいます。この財産

は、信託設定時に受託者（信託銀行）名義となりますが、受託者（信託銀行）から独立した財産として保全され、受託者（信託銀行）は信託財産を自由に処分することができません。

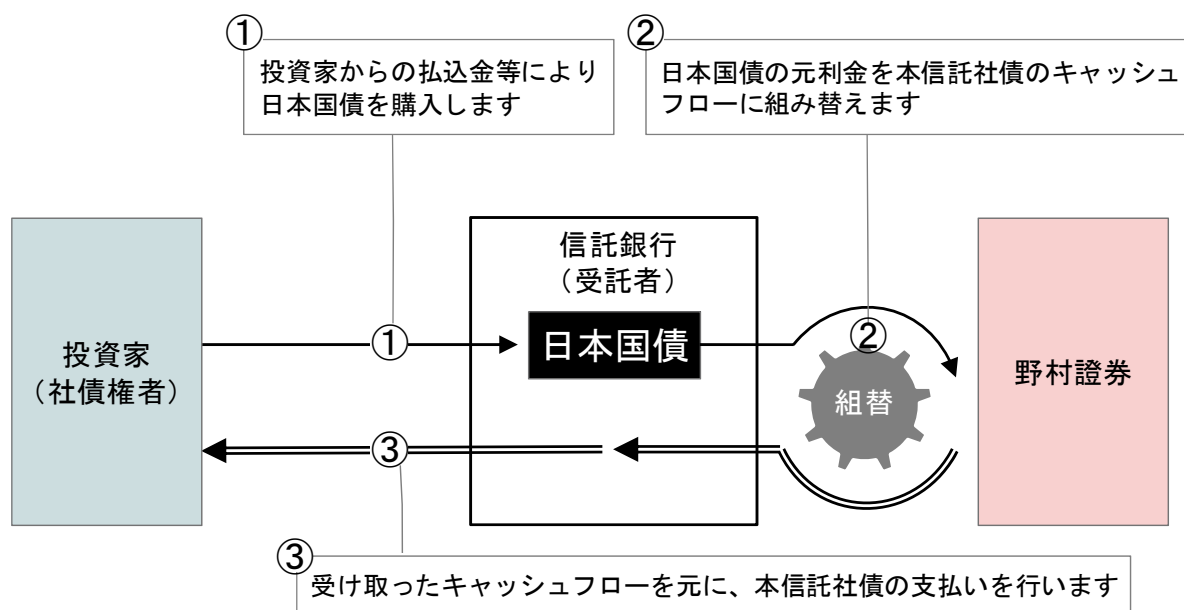
Q12 信託銀行とはどのような業務を行う会社ですか？

A12 銀行業務と信託業務を営んでいます。信託業務とは、財産の管理・処分等に関する各種業務のことを指します。顧客から信託された財産を、受託者である信託銀行が名義人となって管理・処分を行うため、信託法上、受託者である信託銀行には、善管注意義務（受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務を処理しなければならない。）、忠実義務（受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければならない。）、分別管理義務（受託者は、信託財産に属する財産と固有財産（受託者自身の財産）や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければならない。）など、さまざまな義務が課せられています。

Q13 本信託社債のお金の流れを説明してください。

A13 下記①～③の流れになります。

- ① 信託銀行は、受託者として、本信託社債の発行を通じて得た投資家からの払込金等により、信託勘定で日本国債を購入します。投資家は本信託社債の社債権者となり、日本国債が本信託社債の当初裏付証券となります。
- ② 信託銀行は、受託者として日本国債の元利金相当額を野村証券へ支払い、野村証券から本信託社債の元利金相当額等を受け取ります。
- ③ 信託銀行は、受託者として②で受け取った本信託社債の元利金等を投資家に支払います。



Q14 本信託社債にかかるスワップ取引について説明してください。

A14 野村証券と信託勘定との間で行われる現金や有価証券等を交換する取引の事で、この取引により野村証券が当初裏付証券である日本国債の元利金相当額を本信託社債の元利金相当額等に組み替えます。目論見書では、野村証券をスワップ相手方と呼んでいます。また、スワップ取引に関する本件 CSA (CSA とは Credit Support Annex の略で、取引相手の破綻や債務不履行等の信用リスクを抑えるために、お互いが資産の受渡しを行う契約です。詳しくは、目論見書をご覧ください。) に基づいて、信託勘定と野村証券との間で資産の受渡しが行われます。なお、信託勘定が野村証券に対して資産を差し入れる場合、裏付証券が差し入れられます。

Q15 日本国債、野村証券又は信託銀行が債務不履行等に陥った場合、それぞれ本信託社債に与える影響について説明してください。

A15 下記の通りです。

	日本国債 (当初裏付証券)	野村証券 (スワップ相手方)	信託銀行 (受託者)
債務不履行等が発生した場合の影響	期限前に償還され、投資した元本を大きく下回る可能性があります。	期限前に償還され、投資した元本を下回る可能性があります。	本信託財産に関し債務不履行等が発生した場合、または信託銀行が破綻し信託業務の継続若しくは業務移管が不可能となった場合、期限前に償還される可能性があります。その場合、投資した元本を下回る可能性があります。

上記において「※」が付されている日が障害日に当たる場合、日付が調整されることがあります。詳細につきましては、目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集(売出)要項 1 新規発行社債(短期社債を除く。)」に記載される「信託社債の概要 22 用語の定義」をご覧ください。

「**障害日**」とは、本取引所又は関連取引所が開設する市場においてその通常の実行時間に取引を行うことができない、又は、市場障害事由が生じている予定取引所営業日をいいます。

■ 本信託社債のリスク要因 ■

本信託社債への投資は様々なリスクを伴いますが、以下は主要なリスクを簡潔に述べたものです。本信託社債はこれらのリスクの影響を同時に受ける可能性がありますので、特定のリスクが本信託社債の価値にどの程度影響を及ぼすかを予測することができない場合があります。

本信託社債への投資を検討している投資家は、本信託社債に係るリスクを十分理解し、自身の財務状況を踏まえて慎重に投資判断を下すか、必要に応じて専門家のアドバイスを求めてください。なお、以下に使用される本信託社債の用語は目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集（売出）要項 1 新規発行社債（短期社債を除く。）」に記載される「信託社債の概要 22 用語の定義」をご参照ください。

1. 利率に関するリスク

本信託社債の利率は参照指数の水準に応じて、2通りの利率のいずれかが適用されます。クーポン判定日における参照指数の水準がクーポン判定価格を下回った場合、当該クーポン判定日を含む利息計算期間に適用される利率は年1.00%になるため、参照指数の水準が所定の水準を下回って推移した場合、早期償還されずに、年1.00%の利率が長期間継続する可能性があります。発行条件決定時より参照指数の水準が上昇しても、本信託社債の利率は発行条件決定時の値を超えて上昇することはありません（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集（売出）要項 1 新規発行社債（短期社債を除く。） 利率」及び同「信託社債の概要 22 用語の定義」を参照のこと。）。

2. 償還まで保有する場合に関するリスク

本信託社債を満期まで保有することを予定している場合、主に以下のリスクに留意することが必要です（後記「5. 本信託社債の仕組みに関するリスク」もご参照ください。）。

(i) 最終償還金額による償還

参照指数の水準が下落し一定の条件に該当した場合、本信託社債は最終償還金額で償還されます。従って、本信託社債の価値は、参照指数の水準が下落した場合、投資した元本を下回るおそれがあります。

(ii) 異常事態の発生に伴う処置

参照指数の訂正が行われた場合、承継参照指数が決定された場合、スワップ計算代理人が参照指数調整事由が発生したと判断し、参照指数調整事由が本信託社債の条件及び／若しくは要項に重大な影響を及ぼすと決定した場合、又は追加障害事由が発生したとスワップ計算代理人が決定した場合、本信託社債の条件が調整されることがあります。また、スワップ計算代理人が参照指数廃止が発生したと判断し、本件スワップ契約を解約する旨を決定した場合、又は追加障害事由が発生したとスワップ計算代理人が決定した場合、本信託社債が強制的期限前償還金額及び／又は裏付証券（日本国債）で期限前に償還されることがあります（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集（売出）要項 1 新規発行社債（短期社債を除く。） 信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (b) 強制的期限前償還」及び同「22 用語の定義」を参照のこと。）。そのように期限前に償還される場合、信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、強制的期限前償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性があります。

(iii) 早期償還条項による早期償還（再投資リスク）

本信託社債は、早期償還条項に基づき、早期償還期日に本信託社債の金額100円につき金100円で償還されることがあります（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集（売出）要項 1 新規発行社債（短期社債を除く。） 信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (c) 早期償還」を参照のこと。）。この場合、投資家は、もし早期償還がなされなければ受領するはずであった早期償還期日後の利息を受領することができません。また、早期償還された資金を再投資する場合、本信託社債の利回りと同等の利回りを得られない可能性があります。

(iv) 税制変更による早期償還

発行会社又は当初裏付証券（日本国債）に関連する税制が変更された場合、本信託社債は、強制的期限前償還金額及び／又は裏付証券（日本国債）で期限前に償還されることがあります（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集（売出）要項 1 新規発行社債（短期社債を除く。） 信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (b) 強制的期限前償還」及び同「22 用語の定義」を参照のこと。）。そのように期限前に償還される場合、信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、強制的期限前償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性があります。

(v) 裏付証券等の交付による償還

上記(ii)及び(iv)の場合、本信託の終了時に裏付証券（日本国債）が本信託財産の一部として残存しているときには、本信託社債は、残存するすべての裏付証券（日本

国債)を売却した上で強制的期限前償還金額で期限前に償還されますが、一定の期限までに裏付証券(日本国債)を換価処分することができない場合には、強制的期限前償還金額(もしあれば)の支払いとともに裏付証券(日本国債)その他の本信託財産に残存する金銭以外の財産(もしあれば)が交付されること、発行会社はその責めに帰すべき事由によらず、当該財産の交付を行うことができない場合には、当該財産の交付が行われないこともあります(目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集(売出)要項 1 新規発行社債(短期社債を除く。) 信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (f) 裏付証券の換価」を参照のこと)。

3. 中途売却する場合に関するリスク

本信託社債を満期まで保有せず、中途売却する可能性がある場合、主に以下のリスクに留意する必要があります(後記「5. 本信託社債の仕組みに関するリスク」もご参照ください)。

(i) 流通市場の不存在

本信託社債の流通市場は現在形成されておらず、発行会社、引受人及びそれらの関係会社は現在、本信託社債を流通市場に流通させることを企図していません。仮に将来、流通市場が形成されたとしても、流通市場の流動性は市場環境の変化に影響されるため、かかる流通市場に流動性があるという保証はありません。従って、投資家は本信託社債を売却できない可能性があります。

仮に売却できたとしても、その取引価格は以下のようなリスクの影響を受けます。また、かかるリスクの1つが及ぼす影響が、他のリスクの影響を一部又は全部打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあります。

(ii) 参照指数の水準

本信託社債の価値は、本信託社債の償還金額の決定に影響を及ぼす参照指数の水準により変動します。本信託社債の価値は、参照指数の水準が上昇した場合には増加し、参照指数の水準が下落した場合には減少することが予想されますが、償還金額決定日において参照指数の水準が一定水準以上となった場合には本信託社債の金額100円につき金100円で償還されるため、参照指数の水準が上昇しても本信託社債の価値は本信託社債の金額より増加しない可能性があります。

(iii) 参照指数のボラティリティ及び予想配当金

ボラティリティとは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わします。一般的に参照指数のボラティリティの上昇は本信託社債の価値を減少させる方向に作用し、逆にボラティリティの下落は本信託社債の価値を増加させる方向に作用します。かかる影響の度合いは参照指数の水準等によって変動します。また一般的に、参照指

数の各構成銘柄の予想配当金の増加は、本信託社債の価値を減少させる方向に作用し、逆に参照指数の各構成銘柄の予想配当金の減少は、本信託社債の価値を増加させる方向に作用することが予想されます。

(iv) 金利

一般的に、円金利の上昇は本信託社債の価値を減少させる方向に作用し、逆に円金利の低下は本信託社債の価値を増加させる方向に作用すると考えられますが、その影響の程度及び方向性は状況によって異なります。

4. 本信託社債に影響を与える市場活動

発行会社、引受人、スワップ相手方及びスワップ計算代理人は、その業務遂行上又は本件スワップ契約に基づく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で参照指数の各構成銘柄及び参照指数を利用する金融派生商品を売買することがあります。この売買が、参照指数の水準に影響を及ぼし、それが結果的に本信託社債の社債権者に不利な影響を及ぼす可能性があります。

5. 本信託社債の仕組みに関するリスク

(i) 責任財産限定

本信託社債の元利金等は、本信託財産（当初信託金、本信託受託者が本信託財産として保有する日本国債並びに本信託受託者が本件スワップ契約に基づき受領する金銭及びそれらに係る債権等）のみを原資として支払われ、本信託の受託者、委託者又は受益者が保有する他の財産又は第三者による担保又は保証はありません。従って、予定されていない信託諸費用等が一定の金額を超えて発生する場合には、本信託社債の元利金等の支払いに不足が生ずる可能性があります。

(ii) 当初裏付証券の信用リスク

当初裏付証券（日本国債）について予定された元利金支払日における元利金支払債務の不履行、当初裏付証券の繰上償還が発生した場合、又は当初裏付証券保有者にとって不利益となる当初裏付証券の条件の変更等が行われた場合、本信託社債は強制的期限前償還金額で期限前償還されます。その場合、残存するすべての裏付証券が売却され（裏付証券の全部が繰上償還される場合を除きます。）、本信託受託者が受領するその代わり金若しくは裏付証券の繰上償還金又はその両方から必要経費等を精算した後、本信託財産に残存する金銭が本信託社債の社債権者に支払われます（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集(売出) 要項 1 新規発行社債（短期社債を除く。） 信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及

び期限 (b) 強制的期限前償還、(f) 裏付証券の換価」及び同「22 用語の定義」を参照のこと。)。当初裏付証券について支払債務の不履行が発生した場合、又は当初裏付証券保有者にとって不利益となる当初裏付証券の条件の変更等が行われた場合には、当初裏付証券の発行者の信用状況が著しく悪化している状況が含まれるため、本信託社債の元利金が大きく欠損し、ひいてはゼロとなる可能性があります。また、一定の期限までに裏付証券を換価処分することができない場合には、社債権者に対して強制的期限前償還金額 (もしあれば) の支払いとともに裏付証券その他の本信託財産に残存する金銭以外の財産 (もしあれば) が交付される場所、発行会社はその責めに帰すべき事由によらず、当該財産の交付を行うことができない場合には、当該財産の交付が行われないこともあります (目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集 (売出) 要項 1 新規発行社債 (短期社債を除く。) 信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (f) 裏付証券の換価」を参照のこと。))。

(iii) スワップ契約

スワップ相手方の破綻若しくは支払不履行等、又は、本信託受託者の支払不履行等が発生して本件スワップ契約が期限前に終了した場合、本信託社債は強制的期限前償還金額で期限前償還されます。その場合、信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、強制的期限前償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性があります。また、本件スワップ契約では、当事者間の信用リスクを軽減することを目的としてスワップ相手方との間で本件CSAの定めに基づく資産の授受を行うものの、スワップ相手方の破綻や債務不履行等に伴う損失が発生する可能性があります。

(iv) その他の強制的期限前償還事由の発生による期限前償還

上記2(ii)、(iv)、本5(ii)及び(iii)に規定する場合に加え、発行会社が利息の支払いを怠り、一定の期限までにこれを履行すること、若しくは不払いを解消することができない場合、又は本信託契約に基づき一定の事由により本信託が終了した場合、本信託社債は強制的期限前償還金額で期限前に償還されます (詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集 (売出) 要項 1 新規発行社債 (短期社債を除く。) 信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (b) 強制的期限前償還」及び同「22 用語の定義」を参照のこと。))。その場合、本信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、強制的期限前償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性があります。

(v) 本信託社債の期限の利益喪失による支払い

本信託財産についての破産手続開始の決定がなされた場合、本信託社債は期限の利益を喪失し、発行会社は本信託社債の社債権者に対し本信託社債の未償還元本の全部及び未払いの利息を支払うものとされています (詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集 (売出) 要項 1 新規発行社債 (短期社

債を除く。) 信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (d) 期限の利益喪失事由」を参照のこと。)。その場合、本信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性があります。

(vi) 裏付証券等の交付による償還

上記(iii)及び(iv)の場合、本信託の終了時に裏付証券(日本国債)が本信託財産の一部として残存しているときには、本信託社債は、残存するすべての裏付証券(日本国債)を売却した上で強制的期限前償還金額で期限前に償還されますが、一定の期限までに裏付証券(日本国債)を換価処分することができない場合には、強制的期限前償還金額(もしあれば)の支払いとともに裏付証券(日本国債)その他の本信託財産に残存する金銭以外の財産(もしあれば)が交付される場所、発行会社はその責めに帰すべき事由によらず、当該財産の交付を行うことができない場合には、当該財産の交付が行われないこともあります(目論見書の「第一部 証券情報 第2 内国信託社債券の募集(売出)要項 1 新規発行社債(短期社債を除く。) 信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (f) 裏付証券の換価」を参照のこと。)

6. 税務リスク

将来において、日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果、本信託社債の課税上の取扱が当初想定されたものと著しく異なる可能性があります。

7. 投資リスクに対する管理体制

本信託では、本信託受託者は、信託財産の管理を行いますが、基本的には信託財産を売却しません(信託財産の管理体制については、目論見書の「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 1 概況 (4) 信託財産の管理体制等 ③ 信託財産の管理体制」を参照のこと。)

8. 本信託社債の参照指数に関する免責事項

- (1) 日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価自体及び日経平均株価を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有します。
- (2) 「日経」及び日経平均株価を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

- (3) 本信託社債は、発行会社及び野村証券株式会社の責任のもとで組成・運用・販売されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、本信託社債を保証するものではなく、本信託社債に関して、一切の責任を負いません。
- (4) 株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- (5) 株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価の構成銘柄、計算方法、その他、日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

■ 最悪シナリオを想定した想定損失額 ■

第68回 2023年3月満期 株価指数参照円建信託社債（デジタルクーポン型・早期償還条項付）（責任財産限定特約付） 参照指数：日経平均株価

本信託社債は、参照指数の水準およびボラティリティの変動、円の金利水準の変動、ならびに裏付証券の発行者またはスワップ相手方の信用状況の変化等の影響を受け、損失が生じることがあります。以下の試算は、対象となる金融指標等の水準等に関するヒストリカルデータに基づく最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）です。

※ 利率を、年 4.40%もしくは年 1.00%のデジタルクーポンと仮定して試算しておりますが、実際の取引条件とは異なることがあります。

【ヒストリカルデータ】

金融指標等	最大値	最小値	変化率/変化幅	
			変化率	変化幅
参照指数の水準	24,124.15 [2018年1月]	7,054.98 [2009年3月]	変化率	-70.76%
参照指数のボラティリティ	69.62% [2009年1月]	8.99% [2017年10月]	変化幅	+60.63%
円金利（5年）	1.77% [2008年6月]	-0.21% [2016年7月]	変化幅	+1.98%

※ 説明に用いるヒストリカルデータの数値等は、2003年1月から2018年5月24日時点までのデータに基づいています。

※ 参照指数の水準の変化率は、最大値から最小値への変化率です。

※ ボラティリティの変化幅は、90日ヒストリカルボラティリティの最小値から最大値への変化幅を使用します（ボラティリティとは、価格の変動性を表す値のことをいいます。価格の変動が激しいと数値は大きくなり、緩やかだと数値は小さくなります。）。

※ 円金利の変化幅は、最小値から最大値への変化幅です。

【償還時の想定損失額】

下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、参照指数の水準が70.76%下落した、という最悪シナリオを前提とした場合に、償還時にどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

各本信託社債の金額 100%あたりの想定損失額	金融指標等	指標の変化方向	変化率
-70.76%	参照指数の水準	下落	-70.76%

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があります。

【中途売却時の想定損失額】

本信託社債の中途売却額は、参照指数の水準の下落、参照指数のボラティリティの上昇、円金利の上昇により減少すると考えられます。下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、各金融指標等が、下の表に示す最悪シナリオになることを前提とした場合に、中途売却によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

各本信託社債の金額 100%あたりの想定損失額	金融指標等	指標の変化方向	変化率/変化幅	
			変化率	変化幅
-72.56%	参照指数の水準	下落	変化率	-70.76%
	参照指数のボラティリティ	上昇	変化幅	+60.63%
	円金利	上昇	変化幅	+1.98%

※ ボラティリティは、各期間のボラティリティが一律に同じ幅だけ上昇したと仮定しています。

※ 円金利は、各期間の金利水準が一律に同じ幅だけ上昇したと仮定しています。

※ 裏付証券の発行者及びスワップ相手方の信用状況は考慮しておりません。

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があります。

中途売却額は、売却時の本信託社債の流動性及び残存期間、裏付証券の発行者またはスワップ相手方の信用状況等も影響し、事前に算定できないため、発行直後における金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した理論値を試算しており、売値とは異なります。

実際に中途売却する際には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があります。

お買付いただいた本信託社債の価格情報については、必要に応じまして弊社担当者までお尋ねください。

■ 参照指数の推移 ■

2003年1月から2018年5月24日までの参照指数の推移は以下の通りです。



データ出所 : Bloomberg L.P.

■ 格付について ■

本信託社債の格付

本信託社債には格付はありません。

野村証券（スワップ相手方）の格付

2018年5月28日現在、金融商品取引法第66条の27の規定に基づく信用格付業者（以下「信用格付業者」といいます。）より、以下の格付が付与されています。信用格付については、下記の「信用格付業者の格付について」をお読みください。

株式会社格付投資情報センター

A+

株式会社日本格付研究所

AA-

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社

A

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

A-

ムーディーズ・ジャパン株式会社

A3

信用格付業者の格付について

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報若しくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（若しくは保留される）ことがあります。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含みます。）を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。